

日本臨床歯科補綴学会認定専門医・認定専門歯科技工士

新規認定資格申請手引（申請条件）

新規認定資格の申請に関しては、日本臨床歯科補綴学会の認定専門医・認定専門歯科技工士規程第2章、第3章、施行細則第4条～8条に定められています（参照）が、新型コロナウイルス感染症の蔓延以降、「基本8カ月コース」のWEB開催、新たな「実習6回コース」の開催など状況が変化していることから、現在、規程、施行細則の改定にむけて作業を進めているところです。

そこで、今回の新規認定資格申請者の方々には、以下の各項を満たせば申請可能と致します。また、申請および認定に関しても以下のように対応致します。

専門医・専門歯科技工士の申請資格

専門医・専門歯科技工士の申請は、次の各号を満たす者に限られる。

- (1) 日本国歯科医師免許、日本国歯科技工士免許を有すること。
 - (2) 日本臨床歯科補綴学会の会員であること。
 - (3) 日本臨床歯科補綴学会の学術大会に、直近の3年以内に1回以上参加していること。
 - (4) 本学会が後援する日本臨床歯科補綴研修会WEB「基本8ヶ月コース」を受講していること。
- 2 前項の規程にかかわらず、本学会専門医・専門歯科技工士認定委員会の審議を経て、理事会の承認が得られた者。

専門医・専門歯科技工士の申請および認定

専門医・専門歯科技工士の認定審査を申請する者は、専門医・専門歯科技工士審査料を添えて、次の各項に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。専門医・専門歯科技工士審査料は別に定める。（日本臨床歯科補綴学会認定専門医・専門歯科技工士制度施行細則第5条参照）

- (1) 日本国歯科医師免許（写）、日本国歯科技工士免許（写）
- (2) 専門医・専門歯科技工士認定審査申請書
- (3) 履歴書
- (4) 学会年会費納入証明書
- (5) 臨床ケース、3症例の提出

2025年2月20日

日本臨床歯科補綴学会

専門医・専門歯科技工士認定委員会

委員長 森野 隆